

## 学会誌編集委員会規程

(学会誌編集委員会)

第1条 公共選択学会は、学会誌『公共選択』を発行するために、学会誌編集委員会を置く。

2. 学会誌編集委員会は、学会誌の編集を行う。

(学会誌)

第2条 学会誌の発行は、原則として年2回(1月と7月)とする。

(構成)

第3条 学会誌編集委員会は、編集委員長(主担および副担の2名)および若干名の編集委員によって構成される。

2. 編集委員長は、会長が会員の中より理事会に推薦し、理事会が承認する。
3. 編集委員は、編集委員長が会員の中より会長に推薦し、会長が承認して理事会に報告する。

(任期)

第4条 編集委員長の任期は、編集を担当する学会誌が発行された日までとする。

2. 編集委員の任期は、編集を担当する学会誌が発行された日までとする。

(委員長)

第5条 各号を担当する編集委員長は、学会誌編集委員会を主宰し、学会誌の編集を統括する。

(原稿)

第6条 学会誌は、次に定める原稿によって構成される。

- 一 学会誌編集委員会が執筆を依頼した論文等の原稿
- 二 査読委員会が掲載を可とした投稿論文の原稿

(投稿論文の審査・掲載)

第7条 学会誌編集委員長は、査読委員長と協議して第6条第1項第2号の投稿論文の掲載号を決定する。

(委員会の役割)

第8条 学会誌編集委員会は、当該号の目次(論題、著者等を含む)を1月刊行号は前年6月末までに、7月刊行号は前年12月末までに理事会に報告する。また、目次に変更が生じる

場合には、遅滞なく理事会に報告する。

2. 各号に掲載する論文の数は、依頼論文・投稿論文等を含めて出版社との覚書で定められた頁数を超えないものとする。また、原則として依頼論文が半数を超えないものとするが、投稿論文が半数に満たない場合にはその限りではない。
3. 編集委員会は、各論文の字数制限(図表も含め)を厳守することや、フォントなどが執筆要項の規定を厳守していることを確認し、出版社に学会誌編集委員会の責任で上記を厳守した完全原稿を入稿する。規程で定めた字数を超えることに起因して超過料金が発生する場合、学会は支出をしない。
4. 学会誌編集委員会は、公共選択に功績があった方の逝去に伴う特集や写真掲載を行う場合には、会長および学会事務局と相談のうえ、速やかにその対応を図る。

#### (電子化)

第9条 学会誌に掲載された原稿は、発行から1年6カ月が経過した後、原則として電子化し、web上に公開する。

2. 学会誌に掲載された論文の著者は、次に定める電子化に伴う利用行為に同意するものとする。
  - 一 当該論文を複製し、サーバに格納すること(送信可能化)
  - 二 ネットワークを通じて当該論文を広く社会に無償で公開すること(公衆送信)
  - 三 当該論文の保全のための複製を行うこと(バックアップ)

#### (改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会によって行われるものとする。

附則1 本規程は、2011年7月2日より施行する。

附則2 本規程は、2012年7月に刊行される学会誌『公共選択』編集から適用する。

附則3 本規程は、2011年7月16日より施行する。

附則4 本規程は、2012年9月19日より施行する。

附則5 本規程は、2013年3月23日より施行する。

附則6 本規程は、2019年3月1日より施行される。